

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	(単位:億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,430	1,570	△140	△8.9
(2)産業投資	50	50	—	0.0
うち 出 資	50	50	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,480	1,620	△140	△8.6

2. 財政投融资計画残高

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	(単位:億円、%) 対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	7,849	7,233	617	8.5
(2)産業投資	211	161	50	31.1
うち 出 資	211	161	50	31.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	8,060	7,393	667	9.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,842	1,802	40
(内訳)	貸付	1,820	1,780	40
	出資	22	22	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,861	1,899	△38
(財源)	財政投融资	1,480	1,620	△140
	財政融資	1,430	1,570	△140
	産業投資	50	50	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	381	279	102
	一般会計出資金	1	1	0
	一般会計補給金	50	10	40
	財投機関債	100	100	—
	貸付回収金	1,178	1,158	20
	借入金等償還	△921	△998	77
	その他	△27	9	△35

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進にあたり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行うとしている。

同方針に基づき策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（令和4年5月15日沖縄県知事決定）においては、政策金融の活用について、「駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策、新型コロナウイルス感染症関連融資等のセーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められます。また、沖縄経済の成長を支える出資など資本性資金の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されています。加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP／PFIの導入など自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増しています。」とされている。

沖縄では、①資金需要に対して民間資金量が必ずしも十分ではなく、②県外からの資金調達手段が限定的であり、③地銀の貸出約定平均金利が全国に比べて高いという金融環境にある。また、本土から遠く離れた離島県であり、産業構造が第三次産業に偏重していることから、景気や外部環境の変化等による影響を大きく受けやすい経済構造となっている。

当公庫は、民間金融のみでは対応が困難な観光リゾート施設や国際物流関連施設の整備、駐留軍用地跡地開発等の大規模プロジェクト、公共交通機能の充実やエネルギーの安定供給等の産業基盤整備に必要な資金の供給の補完に加えて、中小企業・小規模事業者、個人事業主、中堅・大企業等に対し、景気変動などによる急激な社会的・経済的環境の変化に対応するためのセーフティネット資金の円滑な供給や、リスクの高い分野である創業・ベンチャー支援や事業再生支援、企業の競争力強化にかかる資本性資金（出資及び資本性劣後ローン）の供給等により、民間金融を質的・量的に適切に補完している。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当公庫が扱う出融資制度は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年閣議決定）を踏まえ主務大臣が定めたものであり、政策的必要性・有効性等を勘案した適切なもので

ある。

事業規模についても、沖縄振興に必要な資金の確保に努めつつ、民間金融機関との役割分担を勘案し適切に対応している。

財政投融资の要求にあたっては、国や県の沖縄振興策等の施策を踏まえ、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」「沖縄における地域的・社会的課題の解消」に向け、事業の重点化を図っている。

令和8年度においては、中小企業・小規模事業者等の経営基盤の強化、生産性向上に取り組む事業者への支援や、機動的なセーフティネット機能を発揮するため「沖縄観光リゾート産業振興貸付」等の既存9制度について、貸付条件等の拡充を行った。

スクラップについては、令和7年度末をもって、「沖縄観光リゾート産業振興貸付」の貸付利率の縮減のほか、「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」及び「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の貸付利率（控除期間）及び特例の対象者の縮減を行ったところである。

令和9年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）を踏まえ、中東情勢等の影響による物価高騰等を注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組を推進し、個性を生かした持続的な地域づくりを金融面から支援するため、「沖縄における地域的・社会的課題の解決支援」、「地域資源を活用した地場産業の振興」、「機動的なセーフティネット機能の発揮」に重点を置いた融資制度の拡充を要求する。併せて、県内事業者等への持続的かつ付加価値の高い政策金融サービスの提供に向けたシステム基盤等の整備に取り組む。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

当公庫による政策金融は、沖縄において民間金融機関のみでは十分な対応が困難な長期・固定資金及びリスクの高い分野に対する資金を円滑に供給することにより、沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長や地場産業の振興による地域経済の活性化、地域課題の解決に向けた社会的な取組等が促進され、沖縄振興策の基本的方向である「沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展」及び「潤いのある豊かな住民生活の実現」の実現に資するものである。

なお、当公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、個別案件事後評価等に基づき、沖縄振興策及び融資先事業の発展への貢献状況等を自己評価し、その結果を業務改善に反映させるための「政策金融評価」を平成16年度より毎年度実施している。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

当公庫は、貸付にあたり、十分な審査により申込先の事業見通し等を精査するとともに、必要に応じて適切な債権保全を図っている。

また、企業等に対する出資については、財政投融资特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、政策効果や事業採算性等について慎重な審査を行い、主務大臣の認可を得た上で実行している。

当公庫は、信用リスク管理体制の整備・強化を図っており、出融資後においても

当該企業の業況把握に努め、経営課題に対する指導等を行うことにより、償還確実性の一層の確保に努めている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和7年度の事業規模は、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要、並びに物価高騰の影響を受けた事業者等への資金繰り支援に対応すべく、当初計画1,827億円を確保した。事業実績については、設備投資の需要は徐々に回復しているものの、コロナ禍による負債増加や資材価格の高騰等もあり、事業実績は1,028億円（計画比56.3%）に止まった。

しかしながら、令和7年度においては、コロナ禍により負債の増加した事業者や物価高騰等の影響を受けた事業者に対する生産性向上、経営改善・事業再生等の伴走支援、機動的なセーフティネット機能の発揮をはじめ、事業者の成長力強化や事業再構築、スタートアップ支援に重点的に取り組み、経済・社会の発展及び沖縄における地域課題の解決に貢献すべく、政策金融機関としての役割発揮に努めたものと評価している。

なお、財政投融資に関しては、当初計画1,615億円に対し、令和6年度実績比111.2%増の1,181億円（運用残434億円）となった。

令和8年度は、発電設備やホテル建設等の大型設備投資や中小企業・小規模事業者等の経営力強化、創業等に係る資金需要が見込まれており、沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」に向けて、各種業態・規模の事業者に対する支援に取り組んでいるところ。

令和9年度の事業規模は、融資相談の状況、沖縄県からの要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、また、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要への対応及びセーフティネット機能を発揮するため、令和8年度当初計画比40億円増の1,842億円としている。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

	5年度	6年度	7年度
運用残額	1,323 億円	1,457 億円	434 億円
運用残率	64.1 %	72.3 %	26.9 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

(事業名：企業等への出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本事業の出資の基準は、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第 16 条の 7)において、次の条件に該当するときに限りこれを行うことができると規定している。

イ 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業であつて、沖縄の産業の振興開発上特に必要なものであること。

ロ 一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること。

ハ 本公庫の出資によつて民間投資の導入が促進されると認められること。

また、上記イに該当する具体的な事業内容は

(イ) 産業基盤整備

(ロ) リーディング産業支援

とされている。

(2) 必要とする金額の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」においては、沖縄振興について「強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策や Well-being 実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。」との方向性が示されている。また、「沖縄振興基本方針」においては、当公庫について「コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出融資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待されている。」とされている。

これまで当公庫では、インフラ整備事業による沖縄の産業基盤の形成、沖縄経済を牽引するリーディング産業の振興に対する資本性資金の供給により、産業の振興開発を推進してきたが、自立型経済の発展に向けて、科学技術によるイノベーションを推進し、将来の沖縄経済を牽引するスタートアップに対する支援など、多様な資金ニーズへの対応が求められている。

沖縄振興の基本的方向である「自立型経済の発展」に向けて、中長期の資本性資金を積極的に供給することで民間投資を誘導する必要があることから、令和 9 年度においては、予定案件の資金ニーズを踏まえた事業規模 15 億円を見込んでおり、その出資財源として 15 億円を要求するものである。

(3) 見込まれる収益

本事業における採算性については、長期的な収益確保することを基本方針とし、産業基盤整備については長期的な配当、リーディング産業支援については少なくとも出資額

を上回る回収が見込まれることを基準に案件を採択している。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

出資の限度額については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第16条の8(2))により、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資本の額の5割以内の額とされており、残りは民間資金が導入される。

また、出資後の民間投融資の導入状況について年1回の確認を行っているほか、当初計画と異なる場合には、その要因についてあわせて確認することとしている。

2. リスク管理体制

個別案件の執行にあたっては、財政投融資特別会計(投資勘定)からの出資金を原資としていることを踏まえ、地域経済の利益等の政策的意義及び効果に加えて、事業採算性と配当可能性等について慎重な審査を行い、役員会への付議及び理事長による内部決裁を経た上で、主務大臣の認可を受けて実行しており、事後においては、案件毎の経営状況について統合リスク管理委員会に報告している。また出資後2年間は、原則として四半期に1度、財務状況及び出資対象事業の進捗状況の確認等を実施しており、必要に応じて、外部諸機関と連携したモニタリングや経営支援の強化により、出資先の企業価値向上に努めている。

(事業名：中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付、農林漁業経営資本強化資金)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業、新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者、農林水産事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性資金を供給することにより、中小・小規模事業者等の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、本特例制度が平成20年度に創設され(生活衛生資金は令和元年度に追加)、令和4年度に本貸付制度に拡充された(農林漁業資金は令和5年度に本貸付制度に拡充)。

(2) 必要とする金額の考え方

沖縄においては、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等の研究機関による優れた研究開発成果を産業振興に結びつけるための取組が進められており、新規創業や新事業展開のための資金需要のほか、原油価格・物価高騰等による業況の悪化、過剰債務に陥った事業等の再建にかかる資金需要も見込まれる。また、生産コストの上昇や環境対策への対応等で厳しい経営状況にある農林水産事業者を金融面か

ら支援するため、本貸付制度の活用も見込まれるところである。

令和9年度においては、中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの事業規模30億円を見込んでおり、その融資財源として21億円を要求する。また、農林水産事業者向け資本性劣後ローンについては、事業規模3億円を見込んでおり、追加財源として1.8億円を要求する。

イ 中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの財源（中小等資金） 21億円
＝30億円（想定事業規模）×70%（産投出資財源割合）

ロ 農林水産事業者向け資本性劣後ローンの財源（農林資金） 1.8億円
＝3億円（想定事業規模）×60%（産投出資財源割合）

（3）見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

（4）民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資金を供給し、中小・小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）における民間金融機関との協調融資実績（令和2年8月～令和8年3月）をみると、約7割（先数ベース）について協調融資が行われている。民間金融機関における資本性劣後ローンとの協調融資のニーズは高く、民間資金の動員の蓋然性が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須としており、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努めている。

(事業名：産業開発資金資本性劣後ローン特例制度)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本特例制度は、中堅・大企業等に対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設け、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンを供給することにより、事業の生産性向上を企図する企業や社会的な要因により一時的に業況が悪化した企業等の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図るもので、令和3年度に創設されたものである。

(2) 必要とする金額の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中堅・大企業等の中には、事業再構築のための設備投資や、資本性資金の導入による財務基盤強化を企図する企業もあることから、借入増加により財務状況が悪化する懸念がない本特例制度の活用が見込まれるところである。

令和9年度においては、資本性劣後ローンの事業規模20億円を見込んでおり、その融資財源として12億円を要求する。

イ 中堅・大企業向け資本性劣後ローンの財源（産業開発資金） 12億円
＝20億円（想定事業規模）×60%（産投出資財源割合）

(3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業者の財務体質を強化するとともに、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性資金を供給することを通じて、資金調達の円滑化を支援するものであり、貸付限度を所要資金の5割以内とすることから、民間金融機関の呼び水効果が認められる。

2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須とすることで、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めることとしている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導

の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努める。

財 投 機 関 債 に つ い て

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

1. 令和9年度における財投機関債の発行内容

当公庫の事業規模、金利リスク（ALM）への対応及び発行に係るコスト等を総合的に判断し、一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

（参考）令和8年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等
一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

イ 当公庫の令和9年度要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に記載された下記の方針等を反映したものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2026」

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(2) 成長基盤の強化（抜粋）

2050年カーボンニュートラル目標の実現に向け、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆なGX投資を進める。

⇒（要求事項）

(イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充

(産業開発資金：事業規模 660億円の内数)

(3) 強い地域経済の構築（抜粋）

強い沖縄経済の実現を目指し、沖縄科学技術大学院大学による産学官連携等の産業振興、「GW2050 PROJECTS」の早期実現、北部・離島地域振興、こどもの貧困対策やWell-being実現に向けた取組等、沖縄振興を国家戦略として総合的に推進する。

⇒（要求事項）

(イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充（再掲）

(ロ) 「沖縄共同化・協業化推進貸付利率特例制度（仮称）」の創設
(中小企業等資金：事業規模900億円の内数)

(ハ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付限度、貸付利率及び据置期間の拡充
(中小企業等資金：事業規模900億円の内数)

(ニ) 「製糖企業等資金」の資金使途の拡充
(農林漁業資金：事業規模80億円の内数)

(ホ) 「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の特例の対象者及び貸付利率の拡充
(産業開発資金、中小企業等資金、生活衛生資金、農林漁業資金及び医療資金：事業規模1,820億円の内数)

(4) 人材力の強化・人材総活躍（抜粋）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に

基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。

⇒（要求事項）

(ホ) 「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の特例の対象者及び貸付利率の拡充（再掲）

第4章 当面の経済財政運営と令和9年度予算編成に向けた考え方

1. 現下の経済情勢と当面の経済財政運営について（抜粋）

民需の下支えを図ると同時に、今般の中東情勢に対し、代替調達や必要に応じた備蓄放出により我が国の原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努める。引き続き、我が国の経済・物価に与える影響を分析し、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずる。

⇒（要求事項）

(イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充（再掲）

□ また、「日本成長戦略」及び「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求は以下のとおり（上記(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)より再掲）

「日本成長戦略」

Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

(12) 資源・エネルギー安全保障・GX（抜粋）

今般の中東情勢を踏まえ、備蓄を含むエネルギー需給構造を徹底的に強靱化し、エネルギー制約を乗り越える製品の海外展開を促進するため、GXの強力な推進が必要である。そのため、GX重点16分野を定めた分野別投資戦略を踏まえ、研究開発から需要創出まで危機管理投資としてのGX投資を一層促進するとともに省エネ・非化石転換、モビリティ・インフラやPOWER Asiaの活用、GX戦略地域制度を推進する。

⇒（要求事項）

(イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充（再掲）

(16) フードテック（抜粋）

世界的な食料需要の拡大や気候変動等により国内外の供給リスクが高まる中で、輸入の置き換え・国内供給力の強化を通じて食料安全保障を確保するとともに、稼げる農林水産業・食品産業を創出するためにもフードテックは重要である。農業・水産業・食品産業に活用できる技術に投資するとともに、スタートアップを始めとするプレーヤーの育成も含め、国内外のマーケットの創出を進めていく。

⇒（要求事項）

(ニ) 「製糖企業等資金」の資金使途の拡充（再掲）

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

5. 労働市場改革（抜粋）

家事・子育て支援の強化や、男性の育児休業取得の促進に取り組む事業主への支援、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現など、仕事と子育て・介護等の両立支援や共働き・共育てを推進する。

⇒（要求事項）

(ホ) 「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の特例の対象者の拡充（再掲）

7. 賃上げ環境整備（抜粋）

中小企業の成長局面での資金需要に対応するため、民間金融機関と信用保証協会の責任共有割合や保証限度額に係る新たな仕組みの設計や、日本政策金融公庫等と民間金融機関との協調による成長資金の供給を推進する。

⇒（要求事項）

(ロ) 「沖縄共同化・協業化推進貸付利率特例制度（仮称）」の創設（再掲）

(ハ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付限度、貸付利率及び据置期間の拡充（再掲）

(ニ) 「製糖企業等資金」の資金使途の拡充（再掲）

「地域未来戦略」

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

1. A. 戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(1) 産業クラスターを構成する企業の設備投資促進（抜粋）

先端領域であり、不確実性を比較的高く伴う17の戦略分野における投資に当たっては、民間のリスクマネーのみでの大規模投資はリスクが高く、十分な投資が発生しないおそれがある。

⇒（要求事項）

(イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充（再掲）

2. B. 地域産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(3) 産業クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援（抜粋）

地域産業クラスターを形成・育成するに当たり、個別企業支援のみでは当該地域産業クラスター全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、競争だけではなく、協調領域における協力・シナジの創出を促す仕組みづくりや、地域の事情に合わせた、インフラ整備や拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

⇒（要求事項）

(ロ) 「沖縄共同化・協業化推進貸付利率特例制度（仮称）」の創設（再掲）

3. C. 地場産業成長プランにおける課題と主な支援施策

(1) 事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援（抜粋）

地場産業を含む地域の産業の育成において、事業の状況や業種に応じて、事業立ち上げや販路開拓、デジタル化、省力化等の追加的な取組や新たな取組が求められる。しかしながら、こうした取組に関する事業主体のノウハウが十分でない場合には、事業の成長が円滑に進まない場合がある。

⇒（要求事項）

- (ハ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付限度、貸付利率及び据置期間の拡充（再掲）
- (ニ) 「製糖企業等資金」の資金使途の拡充（再掲）

（２）成長資金への対応（抜粋）

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、地場産業を含む地域の産業の育成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金のニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付利率、貸付期間及び据置期間の拡充（再掲）
- (ロ) 「沖縄共同化・協業化推進貸付利率特例制度（仮称）」の創設（再掲）
- (ハ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付限度、貸付利率及び据置期間の拡充（再掲）
- (ニ) 「製糖企業等資金」の資金使途の拡充（再掲）
- (ホ) 「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」の特例の対象者及び貸付利率の拡充（再掲）

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 各府省庁の政策評価の結果

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を過年度から引き続き実施した。

また、資本金劣後ローンの活用を引き続き推進した。

さらに、事業者の資金繰りに万全を期すため、「強い経済」を実現する総合経済対策」等に基づき、米国関税措置の影響により売上高又は利益率が5%以上減少した事業者に対する「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」の金利引下げを新たに実施するとともに、過年度より措置している、物価高騰等の影響を受けている事業者に対するセーフティネット資金の金利引下げを活用した資金繰り支援に引き続き取り組んだ。

上記のとおり、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業を適切に実施した。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

上記政策評価の結果のほか、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、中小企業等の資金繰り支援等に必要な資金が確保できるよう、適正な事業規模及び財政投融資を要求する。

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

1. 決算についての総合的な評価

令和7年度決算では、貸倒引当金戻入の減少等によって経常収益は減少し、貸倒引当金繰入の増加等によって経常費用は増加したことで、損益計算書上における貸付金利息等の総利益は330億円、借入金利息等の総損失は371億円であった。その結果損失金が41億円生じたが、この損失金のうち、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金1億円は、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理し、残額40億円は繰越損失金として整理することとした。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

イ 資産

令和7年度末の貸付金残高（社債の取得を含む）は、9,641億円で、令和6年度末の貸付金残高9,827億円に比べ186億円（1.9%）の減少となった。これは、令和7年度中に1,012億円の貸付を行い、1,198億円の回収等を行ったためである。

ロ 負債

令和7年度末の借入金残高は、6,837億円で、令和7年度末の借入金残高6,582億円に比べ255億円（3.9%）の増加となった。これは、令和7年度中に1,184億円（財政融資資金1,180億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構4億円）の借入を行い、928億円（財政融資資金921億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構等8億円）を償還したためである。

令和7年度末の債券残高は、1,082億円で、令和6年度の債券残高1,181億円に比べ99億円（8.4%）の減少となった。これは、令和7年度中に104億円の発行を行い、204億円を償還したためである。

ハ 純資産

令和7年度末の純資産合計は1,535億円で、令和6年度末との比較では、当期末処理損失の計上等により、39億円の減少となっている。

(2) 費用・収益の状況

イ 費用

令和7年度の損益計算書上の費用は371億円で、令和6年度の費用341億円に比べ30億円の増加となった。これは、貸倒引当金繰入が11億円増加したこと等によるものである。

ロ 収益

令和7年度の損益計算書上の収益は330億円で、令和6年度の収益341億円に比べ10億円の減少となった。これは、貸倒引当金戻入が17億円減少したこ

と等によるものである。